

令和4年度山口県公立高等学校入学者選抜実施大綱

1 募 集

(1) 応募資格

次の各号のいずれかに該当する者が応募できる。

ア 中学校又はこれに準ずる学校（以下「中学校」という。）の卒業者

イ 令和4年3月中学校卒業見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の各号のいずれかに該当する者

(2) 募集方法

ア 募集は、第一次募集、推薦入学、多部制定時制高等学校特別入学者選抜、連携型中高一貫教育に係る入学者選抜、第二次募集及び秋季入学者選抜とする。

第二次募集は、第一次募集の選抜の結果、合格者が募集人員に満たない学校、学科（体育コースは学科とみなす。以下同じ。）について実施する。

イ 専門教育を主とする学科のうち、農業、工業、商業、水産に関する学科のそれぞれに属する2以上の小学科について、一括して募集（くくり募集）を行うことができる。

また、探究科に属する人文社会学科と自然学科は、くくり募集を行うことができる。

令和4年度にくくり募集を行う学校、学科は、次のとおりである。

学 校	該 当 す る 学 科
1 山口県立宇部高等学校	人文社会学科、自然学科
2 山口県立下関西高等学校	人文社会学科、自然学科
3 山口県立萩高等学校	人文社会学科、自然学科
4 下関商業高等学校	商業科、情報処理科

(3) 通学区域

高等学校全日制課程の通学区域は、県内全域とする。

(4) 山口県立周防大島高等学校における県外からの受入れ生徒数

山口県立周防大島高等学校普通科及び地域創生科において県外から入学させることができえる人数は、原則として両学科とも入学定員の20%に相当する人数以内とする。

2 第 一 次 募 集

(1) 志願登録

第一次募集に出願しようとする志願者は、志願先高等学校の校長（以下「高等学
校長」という。）宛てに入学志願の登録をする。

登録の期間は、令和4年2月10日（木）から2月16日（水）午前10時までと
する。

(2) 出願

志願者は、2以上の学校に出願することはできない。ただし、同一の学校については、他の学科、他の課程又は本・分校を第二志願として出願することができる。

出願の期間は、令和4年2月21日（月）から2月25日（金）午前10時までとする。

(3) 学力検査

ア 検査教科

国語、社会、数学、理科及び英語（英語はリスニングテストを含む。）

イ 配点

各教科とも50点とする。

なお、傾斜配点を実施する学校、学科は別紙のとおりである。

ウ 実施期日等 令和4年3月8日（火）

時限	教科	検査時間
1	国語	9:00～9:50 (50分)
(休憩)		
2	数学	10:10～11:00 (50分)
(休憩)		
3	英語	11:20～12:10 (50分)
(昼食)		
4	社会	13:00～13:50 (50分)
(休憩)		
5	理科	14:10～15:00 (50分)

エ 検査会場

志願先高等学校（分校に入学を志願する者は、原則として本校において、また、次の学校に入学を志願する者は、志願する課程・学科にかかわらず、検査会場として指定する校舎・分校において受検する。）

学 校	検査会場
1 山口県立周防大島高等学校	安下庄校舎
2 山口県立山口農業高等学校西市分校	西市分校
3 山口県立厚狭高等学校	北校舎
4 山口県立大津緑洋高等学校	大津校舎

オ 定時制課程における特例措置

定時制課程において、令和4年4月1日現在、満18歳以上の志願者で、特例措置を希望する者については、学力検査を行わず、小論文でこれに代えることができる。

(4) 面接等

第一次募集において、面接・小論文・実技検査を実施できる。

なお、面接・小論文・実技検査を実施する学校、学科は、別紙のとおりである。

ア 面接

面接は、学力検査の前日・当日・翌日のうち、高等学校長が定める日時に実施する。

イ 小論文・実技検査

小論文・実技検査は、学力検査の当日及び翌日のうち、高等学校長が定める日時に実施する。

(5) 選 抜

選抜は、中学校長から送付された調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査の成績及び面接、小論文、実技検査の結果等を資料として、各高等学校、学科の教育を受けるに足る能力・適性等を判定し、高等学校長が行う。

ア 選抜の資料

- (ア) 調査書
- (イ) 学習及び行動の記録一覧表
- (ウ) 学力検査
- (エ) 面接・小論文・実技検査・自己申告書

イ 選抜の方法

(ア) 高等学校長は、選抜に当たっては、調査書を重視する。その際、調査書の「学習の記録」と学力検査の成績は同等に取り扱うとともに、調査書の「学習の記録」以外の記載事項及び面接、小論文、実技検査の結果等も十分考慮する。

なお、帰国生徒等については、海外経験等を十分考慮する。

(イ) 選抜に当たっては、初めに、第一志願者を対象として前段選抜を行い、募集人員のうちの一定の人数を合格内定者とする。次に、第一志願者のうち前段選抜で合格内定とならなかった者に第二志願者を加えて、後段選抜を行う。

(ウ) 高等学校長は、入学定員の一部について、学力検査の成績が一定以上であれば、学校、学科・コースの特色に応じ、調査書及び面接、小論文、実技検査の結果等によって選抜（以下「調査書等による選抜」という。）を行うことができる。

なお、調査書等による選抜により合格内定とができる人数は、入学定員の20%に相当する人数以内とし、この範囲内で高等学校長が定める。

(エ) 調査書等による選抜は、(ア)、(イ)の選抜で合格内定とならなかった者を対象として行う。

なお、調査書等による選抜を実施する学校、学科は、別紙のとおりである。

ウ 選抜結果の発表

合格者については、令和4年3月16日（水）午前10時に発表する。

3 推 薦 入 学

(1) 実施学校・学科等

推薦入学は、全日制課程において実施する。

推薦入学を実施する学校、学科等は、別紙のとおりである。

なお、山口県立周防大島高等学校普通科及び地域創生科において、推薦入学により県外から入学させることができる人数は、原則として両学科とも入学定員の10%に相当する人数以内とする。

(2) 応募資格

令和4年3月中学校卒業見込みの者で、次のア、イの各号に該当し、合格内定となった場合には、当該高等学校への入学を確約できるもののうち、在籍中学校長が推薦するものが応募できる。

ア 当該学校、学科・コースに対する適性及び興味・関心を有し、志願の動機、理由が明白、適切であるとともに、当該学校、学科・コースの教育課程を修了するに足る能力を有すること。

イ 高等学校長が定める推薦要件を満たしていること。

高等学校長が定める推薦要件は別紙のとおりである。

(3) 出願の期間

令和4年1月27日（木）から2月1日（火）午前10時までとする。

(4) 面接等

推薦入学において、面接を実施する。また、小論文・実技検査を実施できる。

面接、小論文及び実技検査は、令和4年2月8日（火）に志願先高等学校において実施する。ただし、1日で実施できない高等学校にあっては、2月9日（水）にも行うことができる。

なお、面接において、自己表現を実施できる。

小論文・実技検査及び面接における自己表現を実施する学校、学科は、別紙のとおりである。

(5) 選抜

選抜は、中学校長から送付された推薦書、調査書、志願理由書及び面接、小論文、実技検査の結果等を資料として、高等学校長が行う。

選抜結果は、令和4年2月16日（水）午前10時以降に中学校長及び本人に通知する。

なお、合格者については、3月16日（水）午前10時に第一次募集の合格者にあわせて発表する。

4 多部制定時制高等学校特別入学者選抜

(1) 実施学校及び募集人員

令和4年度に多部制定時制高等学校特別入学者選抜（以下「特別入学者選抜」という。）を行う学校及び募集人員は、次のとおりである。

学 校	募 集 人 員
1 山口県立岩国商業高等学校東分校	昼間部、夜間部とも入学定員の25%に相当する人数
2 山口県立山口松風館高等学校	昼間部（午前部）、昼間部（午後部）及び夜間部いずれも入学定員の20%に相当する人数
3 山口県立下関双葉高等学校	昼間部、夜間部とも入学定員の25%に相当する人数

(2) 応募資格

令和4年3月中学校卒業見込みの者で、次のア～ウの各号に該当し、合格内定となった場合には、当該高等学校への入学を確約できるもの。

ア 当該高等学校に対する興味・関心を有し、志願の動機、理由が明白、適切であること。

イ 日常生活におけるルールやマナーを守り、他人を思いやることができるここと。

ウ 次のいずれかの要件を満たしていること。

- 中学校での出席状況にかかわらず、当該高等学校の教育システムの中で、意欲的に学習に取り組みたい者
- 学校内外の諸活動に積極的に取り組んでおり、入学後も継続的に活動したい者

(3) 出願の期間

令和4年1月27日（木）から2月1日（火）午前10時までとする。

(4) 面接等

特別入学者選抜において、面接及び3校共通問題による検査を実施する。

面接及び3校共通問題による検査は、令和4年2月8日（火）に志願先高等学校において実施する。ただし、1日で実施できない高等学校にあっては、2月9日（水）にも行うことができる。

なお、面接において、自己表現を実施できる。

面接における自己表現を実施する学校、学科は、別紙のとおりである。

(5) 選 抜

選抜は、中学校長から送付された調査書、志願理由書（特別入学者選抜用）及び面接、3校共通問題による検査の結果等を資料として、高等学校長が行う。

選抜の結果は、令和4年2月16日（水）午前10時以降に中学校長及び本人に通知する。

なお、合格者については、3月16日（水）午前10時に第一次募集の合格者にあわせて発表する。

5 連携型中高一貫教育に係る入学者選抜

(1) 実施学校等

連携型中高一貫教育に係る入学者選抜（以下「連携型入学者選抜」という。）は、山口県立周防大島高等学校〔普通科・地域創生科〕（以下「連携高等学校」という。）において実施する。

募集人員は、入学定員内とし、特に定めない。

(2) 応募資格

周防大島町立周防大島中学校及び大島中学校のいずれかの中学校を令和4年3月卒業見込みの者で、中高一貫教育における活動の記録（以下「活動の記録」という。）を提出できるもののうち、合格内定となった場合には、当該高等学校への入学を確約できるものが応募できる。

(3) 出願の期間

令和4年1月27日（木）から2月1日（火）午前10時までとする。

(4) 面接等

連携型入学者選抜において、面接及び小論文を実施する。

面接及び小論文は、令和4年2月8日（火）に連携高等学校において実施する。ただし、1日で実施できない場合は、2月9日（水）にも行うことができる。

(5) 選抜

選抜は、(2)の応募資格に掲げる中学校（以下「連携中学校」という。）の校長から送付された活動の記録及び面接、小論文の結果等を資料として、連携高等学校長が行う。

選抜結果は、令和4年2月16日（水）午前10時以降に連携中学校長及び本人に通知する。

なお、合格者については、3月16日（水）午前10時に第一次募集の合格者にあわせて発表する。

(6) 連携高等学校におけるその他の入学者選抜

連携高等学校においては、連携型入学者選抜のほかに、第一次募集及び推薦入学を実施する。ただし、連携中学校から連携高等学校の推薦入学への出願はできない。

第一次募集の募集人員は、推薦入学及び連携型入学者選抜による合格内定者の数を入学定員から減じた数とする。

6 第二次募集

(1) 実施学校・学科等

第二次募集を実施する学校、学科等については、令和4年3月16日（水）に発表する。

(2) 応募資格

令和4年度山口県公立高等学校入学者選抜のための学力検査を受検した者（病気等の理由で学力検査を受検できなかった者を含む。）で、公立高等学校の入学確定者以外のものが応募できる。

なお、定時制課程については、学力検査を受検しなかった者も応募できる。

(3) 出願

出願は、第一次募集に準じて行う。ただし、第一次募集で出願したものと同一の志願先（第二志願を含む。）に出願することはできない。

出願の期間は、全日制課程にあっては、令和4年3月17日（木）から3月22日（火）午後2時まで、定時制課程にあっては、令和4年3月17日（木）から3月25日（金）正午までとする。

(4) 面接等

第二次募集において、面接を実施する。また、小論文・実技検査を実施できる。

面接、小論文及び実技検査は、全日制課程にあっては令和4年3月23日（水）に、定時制課程にあっては令和4年3月28日（月）に、志願先高等学校において実施する。

なお、小論文・実技検査を実施する学校、学科については、令和4年3月16日（水）に発表する。

(5) 選抜

選抜は、第一次募集に準じて行う。

なお、合格者については、全日制課程にあっては令和4年3月24日（木）正午に、定時制課程にあっては令和4年3月29日（火）正午に発表する。

7 秋季入学者選抜

(1) 実施学校及び募集人員

秋季入学者選抜は、山口松風館高等学校〔定時制課程普通科〕において実施する。

募集人員は、入学定員の5%に相当する人数に、第二次募集において募集人員に満たなかった場合の欠員分を加えた数とする。

(2) 応募資格

中学校の卒業者または学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の各号のいずれかに該当する者で、出願の時点において、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校に籍を有していない者が応募できる。ただし、高等学校又はこれに準ずる学校の単位を修得している者は出願することができない。

(3) 出願の期間

令和4年8月1日（月）から8月5日（金）午前10時までとする。

(4) 面接等

秋季入学者選抜において、面接及び小論文を実施する。

面接及び小論文は、令和4年8月19日（金）に実施する。

(5) 選抜

選抜は、中学校長が発行した調査書、面接及び小論文の結果等を資料として、高等学校長が行う。

選抜結果は、令和4年8月26日（金）午前10時以降に中学校長及び本人に通知する。

8 その他

この大綱に定めるもののほか、公立高等学校の入学者選抜に関し必要な事項は、山口県教育委員会が実施要領で定める。